

# 令和2年第12回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年12月3日(木) 13時30分から14時03分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (15名)

会長	19番	原	心一			
会長職務代理						
委員	1番	水田	義郎	2番	平山	則雄
	4番	森田	良彦	5番	岡田	修一
	6番	堤	昭雄	8番	宗石	和彦
	9番	西村	広幸	10番	西岡	久
	11番	山崎	彰	12番	三木	克司
	14番	鍵山	佳広	16番	三谷	富重
	17番	山内	茂	18番	岡本	博臣

4. 欠席委員 (4名)

3番	横山	実男	7番	森安	正	13番	上島	陽子
15番	小松	和啓						

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第3号	下限面積の設定について
	第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第5号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第7号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第8号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島	進
事務局次長	和田	小百合
事務局係長	公文	正志
農地係長	松浦	誠

7. 会議の概要

議長

開会(13時30分)  
それでは定刻が参りましたので、ただ今より、本日の会を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いを致します。  
師走の月を迎えまして、ちょっとこう寒くなってですね、冬らしい気候になってきたというふうに思います。皆さん方、それぞれお忙しい中をお集まりいただき有難うございます。コロナがおとといが5人、昨日が8人、高知県においてもですね、ずいぶん人数が増えてきております。これから先、どういうふうな感じになるかわかりませんが、どうか皆さん、十分に気をつけていただきたいというふうに思っております。私が先月の会でですね、山田の神祭りが、ちょうどその日がおこし太鼓の日でしたが、おこし太鼓も今年は中止で行わないというふうなことを聞いておりましたので、そういうふうな報告をしま

したが、規模をですね、最小限に小さくしておなばれ等、それからおこし太鼓についてもですね、開催をするということに決定をしたということで、私も家におりましたが、おこし太鼓が来てくれました。そんなことでいろんな行事についてもですね、いろいろ気配りをしながらですね、開催をしてるというふうに聞いております。なお、上島さんの方からですね、この出展募集中とかいう書いた資料がありますが、山田の恵比寿祭りっていうのがあってですね、今までいろんな行事すべて行っておりませんでしたけれども、これだけはいたいというふうなことでですね、今年はやるというふうな話を聞いておりました。毎年新年にやっております、賀詞交換会も今年はしないというようなことであつたわけですが、こういうことで少しは山田の町もですね、賑やかになればいいがなあというふうに思ってますが、コロナの発生の状況によってはどんなふうになるかはわかりませんが、皆さん方十分に注意をしていただきたいと思ひます。

それでは資料に基づいてですね、進めて参りますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日、資料にですね、訂正がありまして、それから本日の議事録の署名人は岡田委員と堤委員にお願ひをしますのでよろしくお願ひを致します。

なお、欠席届が横山委員、森安委員、上島委員、小松委員、小松和啓君ですが、和啓委員と4名の方から欠席届が出ておりますので報告をしておきます。

それでは議題に沿いまして順次進めて参りたいと思ひますので、よろしくお願ひを致します。

それでは資料の訂正をお願ひします。

事務局

資料の追加と訂正があります。

初めにですね、一番上にですね、議案第7号基盤強化法第19条の16ページが1枚とそれのですね、利用権申出書、資料の右の下の方に資料24、25この3枚がですね、利用権の申請として先にお送りしました議案書の方から抜けてましたので今回追加をするものです。大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひします。構いませんでしょうか。次にですね、議案書の1ページ、農地法第3条ですけども、申請番号1番、1番上のものですが、この申請について譲渡人の諸事情によりですね、取り下げをするということで取り下げの申請がありましたので削除をお願ひ致します。これに基づきまして3条調書の1番と写真資料の1番も削除ということになります。3条申請1ページ目の申請番号1番、1件が取り下げとなりました。

あと1点ですね、3条調書ですね、農地法3条調書のですね、5番、議案第1号、受付番号5番、譲渡人が■■■■さん、譲受人が■■■■さんのですね、機械、農機具のところですね、無しになっておりますが、農機具を所有しておりますので、訂正を申し上げます。耕運機が2台、田植え機、バインダー、脱穀機が各1台所有しております。耕運機2台、田植え機、バインダー、脱穀機が各1台所有になります。よろしくお願ひします。訂正については以上です。

議長

申請番号が繰り下げにはならない。1はもう欠番です。

事務局

欠番で今日は説明をさせていただきます。

議長

わかりました。それでは議案第1号のですね、農地法第3条の規定による許可申請の説明をお願ひします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

申請番号は2番からになります。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町大平字東サキデン

217番1、地目は畑、面積は108㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は17,115㎡、譲渡理由は経営縮小、労力不足、譲受理由は相手方の要望、資料は2で10a当たり462,962円で総額50,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町船谷字黒田屋式276番、地目は田、面積は545㎡、外4筆、計5筆で合計面積1,000㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は12,720.61㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は3で10a当たり500,000円で総額500,000円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町船谷字連福寺346番1、地目は畑、面積は136.85㎡ 外3筆、計4筆で合計面積1,195.85㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は7,436.22㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は4で10a当たり668,144円で総額799,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相字古屋3807番、地目は田、面積は1,464㎡、外1筆、計2筆で合計面積2,190㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は2,593.19㎡、譲渡理由は経営縮小、高齢化、譲受理由は経営規模の拡大、資料は5で10a当たり136,986円で総額300,000円です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町根須字下モ総尾28番4、地目は畑、面積は15㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由はその他（空き家に付属する農地の譲渡）、譲受理由はその他（空き家に付属する農地の譲受）、資料は6で10a当たり500,000円で総額7,500円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断しております。以上です。

議 長 以上、議案第1号につきまして説明が終わりましたのでただ今より、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか  
6番はこれ、香北町にあった空き家付きバンク、登録をされちよった分ですよ。

事 務 局 そうです。

議 長 はい。何か質問は有りませんか

————— 質 疑 な し —————

議 長 各段無いようですのでただ今より、議案第1号につきまして採決をしたいと思っておりますので。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方の挙手をお願いします。

————— 全 員 挙 手 —————

議 長 全員賛成です。右難うございました。  
続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明します。  
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町小田島字後口田264番2、地目は田、面積は153㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、

転用目的は駐車場、転用事由は「前年、近隣において転用者の工場を増設したことに伴い、同工場の従業員用駐車場として駐車台数普通車70台分程度を同工場近くで確保する必要があるところ、現在先行取得済みの隣接地駐車場として一体利用しているが、60台分程度しか確保できていない。現在は別地にて使用賃貸借契約を行って駐車しているので、本件土地の転用許可を受けて取得し、当該従業員駐車台数分の駐車場を確保したい。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断しております。資料は7で調査員は鍵山委員です。以上です

議 長 すいません、補足を鍵山委員さん、すません。

委員 (14 番) ここは去年の6月か7月やったと思います。特例で認めていただいた分です。資料7です。資料7の下の写真の点線の部分はもうすでに工事が終わって車を従業員の方は車を止めています。資料7の4をお願いしたいです。この上の方に進入路と排水がありますが、排水については今回新しく取らないということです。進入路も新たには作りません。それと隣接地の承諾ですが、それがちょっといただけていません。資料7の5に理由書として提出していただいています。資料7の6が被害防除計画書を出していただいております。

ちょっと戻りますけど、7-1に戻っていただいて、隣接地というのが1番この矢印のこの田んぼです。水路と道路を挟んだ反対側の方です。あんまり、5m位は離れているとは思いますが、特に被害が起きそうな状況にはならないかなとは思ってます。それとこの立ち合いを前の日に小田島の友人にちょっと連絡しまして今駐車場で使いゅうけんど何か困ったことは無いかねって言うたら、特に気になることもなく、きれいに使っていたらいいそうです。以上です。

議 長 はい、補足説明まで終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、議案第2号についての質問は何か有りませんか。

すいません、この写真資料、7-1の下段、矢印のところによね、右へずつと細長うに、何かこれは道路。

委員 (14 番) どこです。

議 長 この矢印。赤い矢印の部分。右へずつと細長うにずつと行っちゅうけんどよ、道ですか。道路ですか。

委員 (14 番) 道です。

議 長 あの畔があるみたいになっちゅうき。

委員 (14 番) 普通に車で通れます。

議 長 道路幅は5mあるが。

委員 (14 番) 道路は4m弱。

議 長 4m。

委員 (14 番) 水路は1m弱。

議 長 含んでね。

それでももらえてないっていうのはこの①というふうに印刷されちゅうけどその左側に何か畝をこしらえて、緑っぱいようなものが細長うに見えちゅうけど、この人の土地から貰えてない。

委員 (14 番)      そうです。はい。

議            長      この左側からは、すでに貰うちゅうってことよね。

委員 (14 番)      全部貰ってます。

議            長      農業委員会としてはですね、これが建物が建つとか、それから南北が逆でよね、日陰になることが心配されるんであったらですね、ちょっと問題になろうかと思うけれども、日陰の心配も北側が今後の駐車場になりますし、建物も建ちませんので、各段問題は無いというふうには思います。委員の皆さん方から何かご質問は有りませんかね。

————— 質 疑 な し —————

議            長      各段無ければ採決に入りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ます。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

————— 全 員 挙 手 —————

議            長      はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第 3 号下限面積の設定についての説明をお願いします。

事 務 局      議案第 3 号下限面積の設定について補足説明を致します。  
この議案については、「空き家に付属した農地」について、本日の議案第 1 号の 6 番において、該当地番について 3 条許可が可決されましたので、申請地である当該地番について、下限面積の指定を解除するというものです。  
議案書の中段のですね、農地法施行規則第 17 条第 2 項、別段の面積で 0.1 a。この香北町の根須の農地について 3 条許可によって今回外すということになります。以上です。

議            長      はい、わかりました。  
この件につきましてご質問があれば受けたいと思いますが、質問は有りませんかね。

————— 質 疑 な し —————

議            長      格段無いようですので議案第 3 号下限面積設定について賛成の方の挙手をお願いします。

————— 全 員 挙 手 —————

議            長      はい、どうも有難うございました。全員賛成です。  
続きまして報告第 4 号農地法第 18 条第 6 項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局      報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について説明致します。  
1 番、申請地は香北町美良布字中屋敷 1391 番、地目は田、農振区分は農川

地、面積は1,060㎡、外3筆、計4筆で合計面積、3,817㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日ともに令和2年10月15日、解約理由は本人耕作のためです。以上です。

議 長 はい、説明が終わりましたので報告第4号農地法第18条第6項の解約通知報告について皆さん方から質問を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして、報告第5号農地法第4条の規定による届出についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号 農地法第4条届出報告について説明させていただきます。

1番、申請地は土佐山田町東本町5丁目87番、地目は畑、面積は165㎡、申請者は議案書のとおりです。転用目的は木造スレート葺平屋建住宅1棟、倉庫、資料は8で、調査員は事務局公文になります。以上です。

議 長 はい、報告第5号について説明が終わりました。この件につきましてご質問があれば受けたいと思いますが、何か有りませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので、報告のみとさせていただきます。

それでは報告第6号農地法第5条の規定による届出についての報告をお願いします。

事 務 局 報告第6号農地法第5条届出報告について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字カラ堀曲リ337番6、地目は田、面積は35㎡、譲渡人、譲受人は議案書のとおり、転用目的はビオトープ、資料は9で調査員は事務局公文です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町宝町4丁目60番1、地目は畑、面積は323㎡、譲渡人、譲受人は議案書のとおり、転用目的は住宅1棟、資料は10で調査員は事務局公文です。以上です。

議 長 以上、説明が終わりましたので、報告第6号の質問を受けたいと思いますが、何か有りませんかね。はい。宗石さん。

委員(8番) ビオトープって何です。水路のことやろうか。

事 務 局 ビオトープですが、ちょっとインターネットのウィキペディアで一応調べてきました。ドイツ語だそうです。生物群集の生育空間を示す言葉。日本語に訳す場合は生物空間、生物、生育空間と言われるそうで、そういった生物が自然に住みつける環境を整えるようなイメージということです。

委員(8番) まあ、池っていうこと。

事 務 局 9-2の写真を見ていただくと岩を積んでいるところに隠れたりとかですよ、あと上のところへ自然と草が生えてきて隠れ場所が出来て生物が自然に集

まってくるというような、そういうイメージをしています。以上です。

委員（8番）

ようわかりました。

議長

この土地については、言い方が悪いかもしれんけど、使い道があんまりないですよ。建物建てたり、駐車場にしたりするとかああいうふうにはならんと思うので。数年前、学校の生徒がビオトープとかいうことで学校の近くでちょっと空き地があったりしたら、水の中に生物を飼いながらですね、その辺を公園みたいな形にするっていうことでよく聞かれますね。最近、久しぶりにこのビオトープを聞きましたけど、ちょうどこういうところの土地があつて有効に使い道が無いって言うたら申し訳ないけど、そういうことになって、こういうことで申請が上がってきちゅうというふうに思います。ここも市街化区域内ですので用途変更は何にも出来ますので、そういうことでこういう申請が上がってきちゅうと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

すいません、他に何かご質問は有りませんか

——質疑なし——

議長

それでは報告第6号農地法第5条の規定による届出についての報告ですのでこの件についても報告案件とさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、これの説明をお願いします。

事務局

議案第7号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

8ページ、1番、再設定になります。土佐山田町船谷の農地3筆、合計1,130㎡を、                    の            さんが借り受け、生姜を栽培します。使用貸借権で、期間は3年になります。

続いて9ページにいきます。2番も再設定になります。土佐山田町山田の農地7筆、合計で6,127㎡を                    の            さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は10年です。

次に10ページに移ります。

3番、新規設定になります。土佐山田町楠目の農地2筆、合計7,039㎡を、                    の            さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年です。

4番、新規設定で、土佐山田町京田の農地2筆、合計6,572㎡を、                    の                    さんが借り受け、生姜を栽培します。賃借権で期間は5年です。

11ページに移ります。

5番、再設定になります。土佐山田町山田の農地3筆、合計3,365㎡を                    さんが借り受け、生姜を栽培します。賃借権で期間は5年です。

次に6番、新規設定で、土佐山田町山田の農地、3,761㎡を、                    の            さんが借り受け、露地野菜を栽培します。賃借権で期間は6年となります。

12ページに移ります。

7番、新規設定になります。土佐山田町山田の農地8筆、合計で3,998㎡を                    の            さんが借り受け、水稻・野菜・果樹等を栽培します。使用貸借権で、期間は10年です。

13ページにいきます。

8番、新規設定になります。土佐山田町久次の農地4筆、合計7,572㎡を                    の                    さんが借り受け、生姜を栽培します。賃借権

で、期間は5年です。

9番、新規設定です。土佐山田町の農地、988㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ネギ他を栽培致します。賃借権で、期間は10年になります。

14ページに移ります。

10番、新規設定になります。土佐山田町の農地、3,000㎡を9番と同じ■■■■の■■■さんが借り受け、ネギ他を栽培致します。賃借権で、期間は10年です。

11番、再設定で、土佐山田町山田の農地4筆、合計4,637㎡を■■■■の■■■■さんが借り受け、生姜を栽培致します。賃借権で、期間は5年です。

15ページにいきます。

12番、新規設定で、土佐山田町中野の農地3筆、合計2,917㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ブロッコリーを栽培致します。お父さん所有の農地を息子さんが借り受けるという場合で使用賃借権になります。期間は5年です。

13番、再設定になります。香北町太郎丸の農地4筆、合計2,342㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲・野菜を栽培致します。賃借権で期間は5年になります。

次に、今日お配りしました議案の方になります。

14番、再設定で、土佐山田町楠目の農地2筆、合計1,769㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、青ネギを栽培致します。賃借権で期間は10年になります。

最後です。15番、再設定になります。土佐山田町林田の農地2筆、合計3,488㎡を■■■■の■■■■さんが借り受け、水稲を栽培致します。賃借権で期間は5年です。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりました。議案の中にですね、議案番号3番に、委員の■■■委員がおりますので、退席をしていただいて、この件について先に皆さん方からご質問を受けたいと思います。

----- ■■■委員退席 -----

議 長 質問は格別有りませんか。

----- 質 疑 な し -----

議 長 質問が無いようですので申請番号3番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

----- 全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

----- ■■■委員入席 -----

議 長 ■■■君、承認をいただきましたのご報告しておきます。

委員 (■■番) どうも有難うございます。

議 長 それではすべての案件についてですね、ご質問を受けたいと思いますが、何か有りませんか。各段問題が無いようにも思えますが、ご質問有りませんか。

——質疑なし——

議長 はい、質問が無いようですので、議案第7号香美市農用地利用集積計画について諮問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。その他の件で事務局より説明をお願いします。

事務局 無いです。ごめんなさい。

議長 各段無いようですので委員会の採決を行わなあいかんものについてはですね、以上とさせていただきます。  
引き続き推進委員さんとの意見交換会ということで資料を別に準備してありますので、そのことについて、また協議をしたいと思います。少しの間休憩をしたいと思いますので、トイレへ行かれる方は行っていただいて、集まり次第、揃い次第再開をしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

閉会 (14時03分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一

署名 人 岡田修一

署名 人 堤昭雄